

平成27年12月15日

各位

平成27年12月12日一部改定 日本卓球ルール(通知)

公益財団法人 日本卓球協会

平成27年12月12日(公財)日本卓球協会理事会において、国内ルールの一部改定を行ないましたので通知します。改定部分での広告面積の変更は行なっていません。また、この項目での国際卓球ルールの変更はありません。

(一重線アンダーラインは日本卓球協会が修正し、追記した部分を示す。)

1. 条文

第2章 競技ルール

2.2.5 広告とマーキング

- 2.2.5.9.2 競技用半袖シャツの前面、側面及び肩につける広告は8ヶ所までで、互いに離れた位置につけるものとし、各々の面積の合計が600cm²以下であること。ただし、前面には6ヶ所までとする。
- 2.2.5.9.3 競技用半袖シャツの背につける広告は3ヶ所までとし、各々の面積の合計が400cm²以下であること。
- 2.2.5.9.4 競技用ショーツまたはスカートにつける広告は、3ヶ所までとし、各々の面積の合計が120cm²以下であること。ただし、前面及び側面にのみに限られる。

2. 公布年月日

平成27年12月15日

3. 改定年月日

平成27年12月12日

以上